国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （苦情相談員） 第４条　相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。 ⑴　（略） ⑵　人事課長 ⑶　（略） 2～6　（略） （苦情相談委員会） 第５条　相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 ⑴　理事（経営・企画担当） ⑵　次長のうちから学長が指名する者　１人 ⑶・⑷　（略） 2～6　（略） （事務） 第８条　苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、人事課において処理する。	本則 （苦情相談員） 第４条　相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。 ⑴　（略） ⑵　総務・経営企画部人事課長 ⑶　（略） 2～6　（略） （苦情相談委員会） 第５条　相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 ⑴　理事（総務・経営企画担当） ⑵　総務・経営企画部長 ⑶・⑷　（略） 2～6　（略） （事務） 第８条　苦情相談に関する事務は、当該関係部局の協力を得て、総務・経営企画部人事課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。